

**訪問看護サービス  
重要事項説明書・契約書**

おおぞらの株式会社  
訪問看護リハビリステーションSORA

## 重要事項説明書 (訪問看護)

### 1. 事業所の概要

事業所名	おおぞらの株式会社 訪問看護リハビリステーションSORA
所在地	〒171-0044 東京都豊島区千早3-24-3
事業所指定番号	東京都 1361690173 号
管理者・連絡先	但野 裕子 電話: 03-6905-8960
サービス提供地域	① 豊島区、②板橋区 それ以外の地域は応相談

### 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	4名(常勤) 2名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1名(常勤) 1名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1名(常勤) 1名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	0名(常勤) 0名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名(常勤) 0名(非常勤)

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時45分から 午後5時30分まで

(注) 年末年始(12/30~1/3)、土日祭日はお休みとさせて頂きます。

※利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算      利用する      利用しない

#### 4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

#### 5. サービス利用料及び利用者負担 → 別紙参照

#### 6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとします。
- ② 訪問看護の実施にあたっては、関係自治体、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

#### 7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者様又はそのご家族から文書で同意を得るものとします。

#### 8. 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用も含む）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し研修を定期的に実施します。
- ③ 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

#### 9. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	03-6905-8960
FAX 番号	03-6905-8961
担当者	岸上 隆一
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所、東京都国民健康保険団体連合会等においても苦情申し立てができます。

<参考>

東京都国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地: 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 11 階 電話番号 : 03-6238-0177 FAX 番号 : 03-6238-0022 対応時間 : 月曜日～金曜日の 9:00～17:00
豊島区役所保健福祉部介護保険課 相談グループ	所在地 : 〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号 電話番号 : 03-3981-1318

10. 運営法人の概要

事業者	おおぞらの株式会社
代表者	代表取締役 岸上 隆一
所在地・連絡先	〒171-0044 東京都豊島区千早 3-24-3
事業所	訪問看護リハビリステーションSORA
管理者	但野 裕子
所在地・連絡先	〒171-0044 東京都豊島区千早 3-24-3

以上

【別紙】

## 訪問看護サービス説明書

### 1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者様の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- 4) 双方の事情により日程やサービス内容に変更が生じた場合は別途協議の上決定するものとします。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	: ~ :	
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	

※理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問させるものです。については、利用者様の状態について適切に評価するため定期的に看護職員が別途訪問します。

### 2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護報告書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後 2 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

### 3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：岸上 隆一 連絡先：03-6905-8960

### 4. 利用者負担金

- 1) 利用者様からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険法及び健康保険法の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者様の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、口座振替または現金でお支払い頂きます。

## 5. キャンセル

- 1) 利用者様がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。  
連絡先：訪問看護リハビリステーションSORA 03-6905-8960
- 2) 利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日の中止はキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者様の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。キャンセル料金 2,200円（税込）

## 6. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
  - ②看護師等は、介護保険制度上、利用者様の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
  - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

以上

## 訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表（令和6年6月改定）

### ■訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	訪問看護 I - 1	314	¥3,579	¥358	¥716	¥1,074
30分未満	訪問看護 I - 2	471	¥5,369	¥537	¥1,074	¥1,611
30分以上 1時間未満	訪問看護 I - 3	823	¥9,382	¥939	¥1,877	¥2,815
1時間以上 1時間30分未満	訪問看護 I - 4	1,128	¥12,859	¥1,286	¥2,572	¥3,858
理学療法士等による訪問(20分)	訪問看護 I - 5	294	¥3,351	¥336	¥671	¥1,006
理学療法士等による訪問(40分)	訪問看護 I - 5	588	¥6,703	¥671	¥1,341	¥2,011
理学療法士等による訪問(60分)	訪問看護 I - 5・2超	795	¥9,063	¥907	¥1,813	¥2,719
指定定期巡回・臨時対応訪問介護看護事業所との連携時	月額包括報酬	2,961	¥33,755	¥3,376	¥6,751	¥10,127

注) 同一建物に対する減算に該当する場合  
注) 準看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減  
上記単位数の10%減

\* 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合  
\* 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の25%増  
上記単位数の50%増

### 【その他加算】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算（I）	30分未満 1回につき	+254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
*看護師等	30分以上 1回につき	+402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
複数名訪問加算（II）	30分未満 1回につき	+201	¥2,291	¥230	¥459	¥688
*看護補助者	30分以上 1回につき	+317	¥3,613	¥362	¥723	¥1,084
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
緊急時訪問看護加算（I）	1月につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
特別管理加算（I）	1月につき	+500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算（II）	1月につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	¥28,500	¥2,850	¥5,700	¥8,550
初回加算（I）	1月につき	+350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
初回加算（II）	1月につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
口腔連携強化加算	1回につき（1回/月を限度）	+50	¥570	¥57	¥114	¥171

### ■その他の費用

算定項目	サービス内容・費用
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合は交通費の実費をいただきます。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円をいただきます。

## 訪問看護リハビリステーションSORA

### ■介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	訪問看護 I - 1	303	¥3,454	¥346	¥691	¥1,037
30分未満	訪問看護 I - 2	451	¥5,141	¥515	¥1,029	¥1,543
30分以上 1時間未満	訪問看護 I - 3	794	¥9,051	¥906	¥1,811	¥2,716
1時間以上 1時間30分未満	訪問看護 I - 4	1,090	¥12,426	¥1,243	¥2,486	¥3,728
理学療法士等による訪問(20分)	訪問看護 I - 5	284	¥3,237	¥324	¥648	¥972
理学療法士等による訪問(40分)	訪問看護 I - 5	568	¥6,475	¥648	¥1,295	¥1,943

注) 同一建物に対する減算に該当する場合  
注) 準看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減  
上記単位数の10%減

\* 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合  
\* 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の25%増  
上記単位数の50%増

### 【その他加算】

	(単位数)	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問加算（I）	30分未満 1回につき	+254	¥2,895	¥290	¥579	¥869
*看護師等	30分以上 1回につき	+402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375
複数名訪問加算（II）	30分未満 1回につき	+201	¥2,291	¥230	¥459	¥688
*看護補助者	30分以上 1回につき	+317	¥3,613	¥362	¥723	¥1,084
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
緊急時訪問看護加算（I）	1月につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
特別管理加算（I）	1月につき	+500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710
特別管理加算（II）	1月につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	¥28,500	¥2,850	¥5,700	¥8,550
初回加算（I）	1月につき	+350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
初回加算（II）	1月につき	+300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	¥2,850	¥285	¥570	¥855
口腔連携強化加算	1回につき（1回/月を限度）	+50	¥570	¥57	¥114	¥171

### 【介護保険対象外サービスのご利用料（税込）】

算定項目	サービス内容・費用
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,800円。2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで22,000円。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料。サービス利用日の当日 利用者負担2,200円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は事後で可。 緊急連絡 TEL 03-6905-8960 訪問看護リハビリステーションSORA
--------	---

## 介護保険での訪問看護サービスに係る加算

### □ 特別管理加算

これは、特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） 500 単位／月 (重症度が高い)	特別管理加算（Ⅱ） 250 単位／月
在宅麻薬等注射指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅腫瘍化学療法注射指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅強心剤持続投与指導管理	在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
気管カニューレを使用している状態	在宅自己疼痛管理指導管理
留置カテーテルを使用している状態	在宅肺高血圧症患者指導管理
	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える縛瘡の状態
	点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

### □ 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に訪問看護を提供した場合、以下のいずれかが加算されます。

- （Ⅰ）病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所した日に訪問看護を提供した場合 [350 単位]  
（Ⅱ）上記以外の場合 [300 単位]

### □ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） [600 単位／月]

利用者又はその家族からの連絡に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問ができる体制にある場合に加算されます。

### □ 退院時共同指導加算 [600 単位]

退院・退所前に主治医その他の職員と共同で在宅療養の指導を行った場合に、病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

### □ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

### □ ターミナルケア加算 [2500 単位]

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

### □ 長時間訪問看護加算 [300 単位]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算（Ⅰ） [30分未満：254単位、30分以上：402単位]

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 複数名訪問加算（Ⅱ） [30分未満：201単位、30分以上：317単位]

上記複数名訪問加算（Ⅰ）と同様の条件を満たし、1つの事業所から同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

□ 口腔連携強化加算 [50単位／月]

口腔の健康状態を評価した際、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合に、月1回を限度に加算されます。

※サービス提供期間中に上記の加算に該当する状況が発生した場合には、事前にご説明の上、必要に応じて加算適用いたします。

令和　　年　　月　　日

おおぞらの株式会社  
訪問看護リハビリステーションSORA  
管理者 但野 裕子

【 医療保険対応 訪問看護利用料金 (非課税) 】

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。 健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	利用料 (10割)	※基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	12,990円	5,550円	7,440円	1,300円	2,600円
	週4日以降	13,990円	6,550円	7,440円	1,400円	2,800円
2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円
	週4日以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円
同日2回目(難病等複数回訪問加算)	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回目(難病等複数回訪問加算)	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※理学療法士等が週4日以降に訪問した場合、基本療養費は6,550円→5,550円となります。

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	80円	160円	230円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算イ(月14日目まで)	2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算ロ(月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(3歳未満)	500円	50円	100円	150円
幼児加算(3歳以上6歳未満)	500円	50円	100円	150円
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(准看)	3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

令和6年6月改定

【 医療保険対象外の自費サービスご利用料金 (税込) 】

サービス内容		料金
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費をいただきます。また、自動車を使用した場合は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1kmにつき110円いただきます。	
営業日以外	訪問料金	訪問毎 3,300円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合	30分毎 4,400円
在宅以外での訪問看護		1時間まで 8,800円
受診の同行		2時間まで 5,500円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費	22,000円
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡なしの場合)	訪問毎 2,200円
但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。		

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。

連絡先： TEL 03-6905-8960

訪問看護リハビリステーションSORA

基本利用料+ 月料金+ 該当するもの+ 保険外料金= ご利用料金

【 精神科対応 訪問看護利用料金 (非課税) 】

令和6年6月改定

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。 健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。

利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	利用料金 (10割)	※基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
利用者宅別						
1日目 (月の初日)	30分未満	11,690円	4,250円	7,440円	1,170円	2,340円
	30分以上	12,990円	5,550円	7,440円	1,300円	2,600円
3日目まで	30分未満	7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円
	30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円
4日目以降	30分未満	8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円
	30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円
週4日目が 月の初回	30分未満	12,540円	5,100円	7,440円	1,250円	2,510円
	30分以上	13,990円	6,550円	7,440円	1,400円	2,800円
同日2回目(精神科複数回訪問加算)						
	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回目(精神科複数回訪問加算)						
	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
同一建物(3人目から以下を適用)※週4日以上は別途お見積もり						
1日目 (月の初日)	30分未満	9,570円	2,130円	7,440円	960円	1,910円
	30分以上	10,220円	2,780円	7,440円	1,020円	2,040円
3日目まで	30分未満	5,130円	2,130円	3,000円	510円	1,030円
	30分以上	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円
4日目以降	30分未満	5,550円	2,550円	3,000円	560円	1,110円
	30分以上	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円
週4日目が 月の初回	30分未満	9,990円	2,550円	7,440円	1,000円	2,000円
	30分以上	10,720円	3,280円	7,440円	1,070円	2,140円
施設複数同時訪問						
8人まで	1人につき	1,600円	—	—	160円	320円
外泊中の訪問						
1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円
						2,550円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は4,250円→3,870円、5,100円→4,720円、5,550円→5,050円、

6,550円→6,050円、2,130円→1,940円、2,550円→2,360円、2,780円→2,530円、3,280円→3,030円となります。

※作業療法士が週4日以降に訪問した場合、基本療養費は6,550円→5,550円となります。

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求します。

	利用料金 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	80円	160円	230円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	利用料金 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
複数名精神科訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(准看)	3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	3,000円	300円	600円	900円
精神科重症患者支援管理連携加算 イ	8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算 口	5,800円	580円	1,160円	1,740円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算 イ(月14日目まで)	2,650円	270円	530円	800円
精神科緊急訪問看護加算 口(月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円

【 医療保険対象外の自費サービスご利用料金 (税込) 】

	サービス内容	料金	
		交通費	
	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費をいただきます。 また、自動車を使用した場合は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1kmにつき110円いただきます。		
當業日以外 訪問料金		訪問毎	3,300円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合	30分毎	4,400円
在宅以外での訪問看護		1時間まで	8,800円
受診の同行		2時間まで	5,500円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費		22,000円
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡なしの場合)	訪問毎	2,200円
	但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。		

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。

連絡先： TEL 03-6905-8960

訪問看護リハビリステーションSORA

基本利用料+ 月料金+ 該当するもの+ 保険外料金= ご利用料金

## 医療保険での訪問看護サービスに係る加算

### □ 特別管理加算

これは、特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
在宅麻薬等注射指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅腫瘍化学療法注射指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅強心剤持続投与指導管理	在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
気管カニューレを使用している状態	在宅自己疼痛管理指導管理
留置カテーテルを使用している状態	在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える縲瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

### □ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族からの連絡に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問ができる体制にある場合に加算されます。緊急訪問の状況によってはさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

### □ 退院時共同指導加算

退院・退所前に主治医その他の職員と共同で在宅療養の指導を行った場合に、病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

### □ 特別管理指導加算

特別管理加算対象の方で、退院時共同指導加算を行った場合に加算されます。

### □ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要である認められた場合、退院日に訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

### □ 訪問看護ターミナルケア療養費1,2

1. 在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
2. 看取り介護加算を算定する特別養護老人ホーム等で死亡した利用者について、上記1と同様の条件を満たした場合に加算されます。

### □ 長時間訪問看護加算

難病や特別管理加算対象者等該当する利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき週1回に限り加算されます。

□ 難病等複数回訪問加算

難病や特別管理加算対象者等該当する利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合に加算されます。

□ 複数名訪問看護加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等または看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合
- ④

□ 在宅患者連携指導加算

訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に、月1回に限り加算されます。

□ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

主として医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合に、月1回に限り加算されます。

□ 訪問看護医療DX情報活用加算

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報等を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する体制にある場合に、月1回に限り加算されます。

※サービス提供期間中に上記の加算に該当する状況が発生した場合には、事前にご説明の上、必要に応じて加算適用いたします。

令和　　年　　月　　日

おおぞらの株式会社

訪問看護リハビリステーションSORA

管理者 但野 裕子

## 【個人情報の保護に関する取扱いについて】

訪問看護リハビリステーションSORA（以下「当事業所」といいます。）では、利用者様が安心して訪問看護を受けられるように、利用者様及びそのご家族の個人情報の取扱いについて、法令を遵守し以下の通り取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合せください。

### ○ 個人情報の利用目的について

当事業所では、利用者様及びご家族の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者様及びご家族の同意をいただくようにいたします。

### ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当事業所が保有している利用者様及びご家族の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めるすることができます。調査の上、対応いたします。

### ○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

### ○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

## 【法人におけるご利用者及びご家族の個人情報の利用目的及び使用同意書】

訪問看護を円滑に実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

### ○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ 利用者様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者様への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、利用者様に係る事業所の管理運営業務

### ○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者様に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### ○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。困難な場合は利用者様及びご家族の同意を得ます。）

### ○ 使用期間 サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

以上

**【説明確認欄】**

サービスの契約にあたり、重要事項及び訪問看護サービスの料金表と加算、並びに個人情報の取り扱いについて文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒171-0044 東京都豊島区千早3-24-3  
名 称 おおぞらの株式会社  
代表者 代表取締役 岸上 隆一 印

事業所 所在地 〒171-0044 東京都豊島区千早3-24-3  
名 称 訪問看護リハビリステーションSORA  
管理者 但野 裕子

令和 年 月 日 説明者 \_\_\_\_\_

**【利用者確認欄】**

私(利用者及びその家族)は、重要事項及び訪問看護サービスの料金表と加算、並びに個人情報の取り扱いについて文書を受領し、説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 東京都 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者の家族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

( 同 ) 住 所 \_\_\_\_\_

# 訪問看護サービス契約書

利用者と、指定訪問看護事業所「訪問看護リハビリステーション SORA」を運営するおおぞらの株式会社（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- それぞれのサービス内容の詳細は、「重要事項説明書」別紙に記載のとおりです。

## 第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。
- 上記の契約期間は、契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

## 第3条（社会情勢及び天災）

- 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、事業者はそれによる損害賠償責任を負わないものとします。

## 第4条（訪問看護計画等）

- 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、主治医の指示及び利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 第5条（主治医との関係）

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けま

す。

- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

#### 第6条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険及び医療保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### 第7条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、「重要事項説明書」別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険法及び健康保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

#### 第8条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

#### 第9条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不诚信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者等の関係機関にその旨を連絡します。

## 第 10 条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第 7 条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 2 第 8 条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
  - (1) 利用者が長期にわたり介護保険施設、医療施設等に入所、入院した場合
  - (2) 利用者が死亡した場合

## 第 11 条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## 第 12 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者等の関係機関との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

## 第 13 条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

## 第 14 条（契約外条項等）

この契約及び介護保険法及び健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 東京都

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

緊急連絡先氏名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

立会人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 〒171-0044 東京都豊島区千早3-24-3  
名 称 おおぞらの株式会社  
代表者 代表取締役 岸上 隆一 印

事業所 所在地 〒171-0044 東京都豊島区千早3-24-3  
名 称 訪問看護リハビリステーションSORA  
管理者 但野 裕子

東京都知事指定 第 1361690173 号  
医療機関コード 7298052